神奈川芸術劇場　舞台照明技術業務委託仕様書

業務委託共通仕様書〈照明〉

業務別仕様書（主催・提携事業時業務）

業務別仕様書（貸館事業時業務）

業務別仕様書（保守・施設運営関連業務）

様式例１～３

業　務　委　託　共　通　仕　様　書　＜照　明＞

1　目　的

この業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は公益財団法人神奈川芸術文化財団（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が神奈川芸術劇場舞台照明技術業務委託の実施に関して、標準的な事項を定めることにより、当該業務を合理的・効率的かつ安全に執行することを目的とする。

2　適用範囲

（１）　この共通仕様書に規定する事項は、乙がその責任において履行するものとする。

（２）　契約書、業務別仕様書に定められた事項以外は、この共通仕様書の定めるところによる。

（３）　仕様書に記載されていない事項は、以下によるものとする。

・令和８年度神奈川芸術劇場舞台照明技術業務委託総合評価方式一般競争入札説明書（入札公告）

・応募要項に伴う質問回答書

・応募要項に伴う提案書

（４）　契約書、共通仕様書及び業務別仕様書（以下「契約図書」という。）は、相互に補完するものとする。ただし、業務別仕様書を定めた場合において共通仕様書との間に相異がある場合、又は契約書と共通仕様書との間に相違がある場合の優先順位は、

ア　契約書

イ　業務別仕様書

ウ　共通仕様書　　の順とする。

（５）　乙は、契約図書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、甲の施設管理担当者と協議するものとする。

3　業務体制等に関する事項

（１）　責任者の設置と業務体制の確立

乙は、事務責任者、技術管理者、技術者チーフ（兼総括責任者）及び担当技術者をもって業務体制を組織する。

また、業務実施体制、総括責任者従事経歴書、及びその他の者については従事者名簿（共通様式例１～３）を本契約締結時に、甲に届け出なければならない。

また、届出内容を変更した場合も同様とする。

ア　本社等の体制

（ア）　事務責任者

この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行う者

（イ）　技術管理者

業務全般の技術及び能力面の管理を行い、かつ、業務担当者を指揮する者

イ　現場の体制

（ア）　技術者チーフ（兼総括責任者）

甲の舞台技術課担当者と連絡を密に取り、受託業務の遂行に責任を持つ。

受託業務およびその従事者について総合的な理解を持ち、調整・指揮監督に努める。

（イ）　担当技術者

技術者チーフのもとで、受託業務に従事する。

（２）　服務規律

ア　乙は、甲の指示に従い、従事者に対し、業務を行うのに適した服装、及び必要な際には

名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。また、頭髪の着色及びその他の身なりについては神奈川芸術劇場の業務実施に相応しいものとしなければならない。

イ　乙は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の契約期間満了後及び解除後においても同様とする。

ウ　乙は業務の履行にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

エ　乙は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。

4　従事者の構成

（1）　人員ポスト数

４ポスト

（2）　資格等

ア　担当技術者チーフ（業務委託現場総括責任者）　1ポスト

大規模施設を含む劇場・ホール等において、デザイン・オペレート等舞台照明の幅広い経験を10年程度以上持ち、演劇・ミュージカル・ダンス等のジャンルの舞台芸術において作品の創作に深く寄与できる知識と、現場に即した技能と的確な判断力を有する者

イ　担当技術者A（業務委託現場副責任者）　２ポスト

大規模施設を含む劇場・ホール等において、現場オペレート中心に5年程度以上の経験を持ち、実践的な技能と判断力、および演劇・ミュージカル・ダンス等の舞台芸術作品の創作に関する必要な知識と関心を有する者

ウ　担当技術者B　１ポスト

大規模施設を含む劇場・ホール等において、現場オペレート中心に2年程度以上の経験を持ち、実践的な技能と判断力、および演劇・ミュージカル・ダンス等の舞台芸術作品の創作に関する必要な知識と関心を有する者

5　勤務体制

（1）人員数

施設使用状況・演目内容等に沿って、必要な人数が各施設に勤務する。

各施設の使用状況により人員の不足が生じる場合は、従事者を増員し適宜対応するものとする。この場合、費用は別途有償とする。

（2）勤務日・勤務時間

甲の担当者が都度設定する、各公演施設の使用状況に沿った勤務日・時間帯により勤務する。

年間の勤務日数は当財団職員の出勤日数に準じて想定する。

（3）責任者の配置

公演施設使用時は、そこに勤務する照明技術者の中から当該公演の現場責任者を置くものとする。現場責任者は当該公演の安全衛生責任者としての任も負う。

6　習熟事項等

（1）劇場全体への習熟

乙の業務従事者は、以下の事項に関し、正確な知識・手順などを修得し、劇場全体の運用を的確に行える体制を整えなければならない。

ア　劇場内各主施設の舞台・客席の構造・機構、また主たる形状

イ　舞台・客席の形状変更、ブリッジ吊り替えなど、大規模に機構を動かす作業の内容（危険事項の把握を含む）

ウ　建物全体の構造・機能

エ　危険を生じうる可能性のある箇所の把握と、適切な安全用品（ヘルメット・墜落制止用器具・安全靴等）の正しい使用法

オ　非常時の避難動線や人員体制

カ　管理組合やNHKとの間で取り決められた、建物全体の運営に関する事項

キ　その他、劇場技術スタッフとして運営に必要な知識

（２）舞台照明設備への習熟

乙の業務従事者は、以下の事項に関し、正確な知識・手順などを修得し、照明設備・機材の運用を的確に行える体制を整えなければならない。

ア　劇場内各舞台施設における舞台照明設備の配電・調光制御システム

イ　各施設内の照明設置位置、仮設ブリッジ・トラス、吊物バトン等に関する機構・構造

ウ　舞台・客席の形状変更等に伴う様々なスタイルの照明仕込み（シミュレーションを行い、的確な機材の選択、システムの構成を把握する）

エ　各施設の照明操作卓・ムービングライト操作卓・フォロースポットの高水準のオペレート（あるいはプログラム）

オ　その他、劇場の舞台照明備品に関する必要事項

ほか、舞台照明の潮流、新しい技術や機材の進歩に留意し、知見を深めるように努める。

7　負担範囲

（１）　甲及び乙の負担範囲

ア　甲の負担

業務の実施に必要な電力・水道・ガス等の光熱水費、および電話等の通信費、また文具類に関わる経費は、契約書に別に記載がある場合以外は甲の負担とする。

イ　乙の負担

次に掲げるものは、契約書に別に記載がある場合以外は乙の負担とする。

（ア）　必要な場合、従事者の制服及び名札

（イ）　業務履行において必要な技術等の取得・向上のための研修等に関する費用等（甲の負担が妥当とみなされる一部を除く）

（ウ）　関係法令に基づく官公署その他機関への必要な届出手続等に関する費用等

（エ）　契約図書で規定する各種報告書作成に要する費用

（オ）　契約締結に要する費用

（カ）　乙が従事者の勤務状況等を確認・管理するための装備品・資材・経費

8　報告等

乙は次の報告書等を、甲の施設管理担当者に提出するものとする。

（１）　勤務計画表及び勤務実績表

ア　勤務計画表は業務実施月の前月１日までに提出

イ　勤務実績表は業務実施月の翌月10日までに提出

（２）　月例業務報告書

ア　甲の施設担当者の指示する日（翌月７日まで）

9　安全衛生管理・危機管理

（１）安全衛生管理

ア　乙は、「普通救命講習Ⅰ以上受講者」「墜落制止用器具特別教育修了者」資格所有者を正規雇用している者でなければならない。

イ　外部利用者の有無にかかわらず、乙は作業時は必ずヘルメットを着用し、必要に応じ墜落制止用器具・安全靴等の安全用品を使用する。外部利用者がいる際は作業の危険性に関して注意喚起し、必要な局面で適切な安全用品の使用・着用を促さなければならない。

ウ　乙は労働安全法・労働安全衛生規則・消防法等、舞台の安全に関わる関係法令への理解を深め、劇場の安全な運営のための知識の習得に努めなければならない。また従事者の交代があった場合は新規の従事者に対し安全衛生に関する適切な教育を行わなければならない。

エ　始業前ミーティングを励行し、スケジュール・作業内容・危険個所等を現場全体で共有して危険要素の除去に努めなければならない。

オ　設営・撤去等の際は無理なタイムスケジュールを回避し、安全な現場の進行のために立案・助言をおこなわなければならない。

カ　乙は施設点検を日常的に実施し設備を安全に利用できる環境の維持に努めなければならない。

（２）危機管理

ア　乙は業務の実施にあたって、火災、傷害、盗難に注意しなければならない。

イ　乙は、甲が実施する防災訓練等、危機管理に関する訓練等に参加しなければならない。

ウ　乙は、甲の防災計画を理解し非常時には適切な行動をもって対処しなければならない。

（３）その他

ア　乙は、業務の実施にあたって、甲又は第三者に危害又は損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。

10　その他の事項

（１）　事前打合せへの出席

施設管理担当者の指示により必要に応じ施設利用に伴う事前打合せに出席し、公演当日の搬入・設営状況及び催事の状況を把握し、当日の対応に備える。

劇場の状況を踏まえ、設営内容・演出内容に対するリスクアセスメントを利用者に促す。

消防署等への申請事項に関し、利用者に適切な助言を行う。

未確認情報がある場合は電話等で当日までに詳細を確認する。

（２）　その他

ア　乙は従事者に対して業務を円滑かつ効果的に履行し、神奈川芸術劇場に相応しい高い業務水準を維持するための研修を実施しなければならない。

イ　乙は、業務中に施設の破損、設備の故障箇所を発見した場合は、速やかにその状況を甲の施設管理担当者に報告するものとする。また夜間等、甲の施設管理担当者が勤務していない場合に事故及び障害等が発生した場合には、甲の指定する連絡先に速やかに連絡するものとする。

ウ　乙は、業務履行にあたっては甲の指示に従うとともに、舞台関係他業務（機構等）、劇場内他課、清掃業務、設備保守管理業務、保安警備業務、会場案内業務の従事者との連携を図らなければならない。

業務別仕様書（主催・提携事業時業務）

1　目　的

神奈川芸術劇場自主製作公演（設営・撤去、またツアーを含む）を安全に遂行するとともに、高水準の作品製作・上演を可能とする技術的機能を劇場に備えることを目的とする。

2　業務内容

（１）プロダクション業務

神奈川芸術劇場内各施設（ホール・大スタジオ・中スタジオ・小スタジオA・アトリエ（小スタジオB））で行われる自主製作公演（共同制作事業を含む）およびその稽古において、公演製作チームの一部として以下の業務を行なう。

ア　甲の求めに応じ、照明デザイナー、オペレーターとして作品製作に主体的に参画し、その技術的・芸術的スキルをもって作品の上演成果に寄与する。

イ　外部から照明デザイナーを迎える場合、その意図を把握しつつアシスタント、オペレーター等の立場でそのデザインの実現に主体的に参画する。海外招聘作品における照明設計のアレンジ等の作業も含まれる。

ウ　当該公演の稽古・打合せに随時参加し、仕込み・公演のスタンバイ作業を行なう。

エ　各施設を、その技術的キャパシティを最大限に生かして、プロダクションの芸術的・技術的要求の実現のために運用する。

オ　自主製作演目の他劇場での公演、ツアーが計画される場合、その計画実行に従事する。

カ　外部製作の公演を提携事業として行なう場合、神奈川芸術劇場での上演が良い成果となるよう協力業務に従事する。

キ　当該公演の、照明に関する詳細な資料・記録を残し保管する。

(2) 照明設備運営業務

上記プロダクション業務とともに、劇場の照明設備・機材の運用の基本となる日常的管理業務、作業時の安全管理等の作業を行なう。

(3) その他

ア　ワークショップ・講座、インターン受け入れ等の教育普及・人材育成業務、またアトリウムでのイベント等が自主事業として行われる場合、この遂行に従事する。そのほか甲の関与する同様の業務が劇場あるいは関連施設で行なわれる場合も、求めに応じてこれに従事する。

イ　各種鑑賞サポート等劇場の公共性を高めるための甲の取り組みを理解し、舞台技術的側面からの協力を行う。

ウ　照明の専門的分野に関する業務のみならず、甲の指示のもと、技術管理スタッフ全体で協同して行なう作業にも従事する。

業務別仕様書（貸館事業時業務）

1　目　的

神奈川芸術劇場の、貸館公演時における舞台関連施設・設備の運営に際し、その安全確保を前提に、舞台関連施設・設備の適切かつ的確な運用管理により、貸館利用者へ最適な舞台環境を提供し、良質の作品の上演に資することを目的とする。

2　業務内容

(1) 下見立会い時

照明の設営に必要・有益と思われる助言を行ない、また利用者からの相談を受け回答する。

（２）事前打合せ

仕込みの詳細および危険事項の有無、付帯設備の使用予定等について確認を行ない、必要な注意を促す。

（３）始業前ミーティング

設営に先立ち、劇場スタッフおよび作業者全員による始業前ミーティングを行い、スケジュール・作業内容、危険個所とその時間帯等を共有して舞台上の危険要素の除去を図る。

（４）搬入・仕込み時の業務

a) 作業エリアでのヘルメットの着用を利用者に徹底させる。

b) 安全確保を第一義とし、以下のような状況での立ち会い・安全確認・支援・助言を行なう。

ア　持ち込み機材の搬入作業中（搬入口および舞台）

イ　仕込み作業中、特に機構の作動中（※作動中の機構直下の通過禁止）

ウ　高所作業ほか危険を伴う作業中

※適切な墜落制止用器具の使用、作業直下の危険の除去、
脚立・高所作業台等の正しい使用、床に開口や段差がある際の注意喚起など

エ　舞台周辺床面・中空など（客席含む）に機材が仮設される場合（落下転倒防止措置等）

オ　舞台周辺および客席へのケーブル類の仮設時（消防法遵守）

カ　可燃物・危険物の使用時（消防法遵守）

c)　劇場機構・付帯設備を円滑に使用するための助言を随時行なう。

d)　必要な場合、劇場調光卓のプログラム作業およびデータの保持作業を行なう。

（５）公演時の業務

a)　上演中は、出演者およびスタッフの安全確保に努める。

b)　機材・設備の不具合により公演に支障が出ないよう対処できる体制を敷く。
（調光室および舞台）

c)　空調の状態等、上演中の環境全体に配慮し、よりよい状況の保持に努める。

d)　付帯設備の使用状況を把握し、必要な場合使用料金の計算を行なう。

（６）撤収・搬出時の業務

a) 作業エリアでのヘルメットの着用を利用者に徹底させる。

b) 安全確保を第一義とし、作業中の舞台上・搬出経路・搬出口での立ち会い・安全確認・支援・助言を行なう。

c) 付帯設備・備品の原状復帰、収納状況について点検・確認・報告を行なう。

d) 搬出終了後の舞台および関連施設の点検・清掃作業を行なう。

業務別仕様書（保守・施設運営関連業務）

1　目　的

神奈川芸術劇場の舞台関連施設・設備の管理・運営を安全かつ円滑に行うことを目的とする。

2　業務内容

（１）劇場施設の運営に関する業務

ア　舞台関連施設、及び設備に関する業務

ア）　舞台照明設備の管理・運営

イ）　映像プロジェクターの管理

ウ）　設備及び備品類の日常点検・整備・清掃・保管

エ）　設備及び備品類の軽度な障害に対する修復・復帰

オ）　設備及び備品類の障害発生時の甲の施設管理担当者への速やかな報告

カ）　照明関連施設・設備の修繕・改善、および更新に関する必要事項の提言

キ）　各施設の照明設備資料の管理・更新（劇場WEBサイト上の資料の管理を含む）

イ　危機管理等に関する業務

ア）　災害発生時には防災計画に基づき、出演者・スタッフ・観客の安全確保、二次災害の防止及び人的被害の抑止に努める。

イ）　舞台及び舞台周辺での火災発生時には可能な限りの初期消火を行う。

ウ）　災害時（緊急時）の際は出演者及び外部スタッフの避難誘導を速やかかつ安全に行う。また必要に応じて観客の避難誘導を行う。

エ）　災害時（緊急時）には的確な情報を速やかに舞台関係者や関係機関に通報する。

（２）　保守点検

年に定められた回数実施される施工業者の保守点検時に立会い・確認を行なう。

日常から、保守点検時に改善すべき事項のデータの収集と蓄積に努める。

（３）　改修工事時

施設改修等の際、納入仕様やスケジュール等について、担当業者に適切な指示や助言を行う。

また工事に伴う設備の仕様変更などについて正しい情報を把握し、劇場資料等に反映させる。

（４）　その他舞台関連施設・設備の運用管理に必要な業務

（様式例1）

会社名

代表者名

連絡先

業 務 実 施 体 制 表

	職	氏名	備考
担当技術者チーフ （業務委託現場総括責任者）			
担当技術者A （業務委託現場副責任者）			
担当技術者B			

（様式例2）

会社名

代表者名

連絡先

現場総括責任者従事経歴書

氏名	従事経歴

（様式例3）

会社名

代表者名

連絡先

従 事 者 名 簿

氏名	備考